

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、国勢調査の結果によると平成27年25,404人、令和2年25,591人と昭和45年の国勢調査以降増加傾向を維持している。全国的に少子化、人口減少が深刻化している中、本町の年少人口比率は、県内で最も高く、17.2%となっている。さらに、生産年齢人口比率は54.4%と県内3位と高く、老年人口比率は28.4%と県内で2番目に低いなど、人口構造として子育て世代が多いことが特徴としてある。

しかし、本町においても、老年人口は増加傾向にあり、生産年齢人口は減少傾向にあることから、今後少子高齢化の進行が加速していくことが予想されている。

また、産業別就業者の人口構成割合を見ると、令和2年国勢調査では、第1次産業810人(6.9%)、第2次産業2,894人(24.8%)、第3次産業7,970人(68.3%)と第3次産業就業者の割合が最も高くなっている。

産業構造は、第2次産業の建設業、製造業、第3次産業の卸売業、小売業が中心となっており、町内企業の約97%が50人未満の事業所等となっており、本町の経済は中小企業によって支えられているといえる。

その一方で、少子高齢化や生産年齢人口の減少などにより町内中小企業における労働生産性の低下が懸念されており、三股町では、中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間内に25件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業も含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施

行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

三股町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、三股町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

三股町内の中小企業は、業種を問わず、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とし、対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町税を滞納しているものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 主に売電を目的とした太陽光発電事業等の再生可能エネルギー発電事業については、本町の雇用創出や地域経済への波及効果が希薄であり、本計画の趣旨にそぐわないため、認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。